

15 情報公開・説明責任

【目標】

大学は、関係法規を遵守するとともに、大学の諸活動の状況について、積極的に広く社会へ情報公開し、社会に対するアカウンタビリティを果たすことが必要である。このようなことにより、社会に対する信頼を得て、本学の大学ブランド力が高まり、ますます本学の発展充実に繋がるため、積極的に本学の情報公開を進めていきたい。

本学の教育研究活動等の情報公開は、さまざまな媒体を通してステークホルダーや社会に対して積極的に行われているが、財務情報の開示についてもわかりやすい開示に努めることが重要である。財務情報の開示が進み、学校法人の経営状況が明らかになれば、当然その教育研究内容や就職状況についても考慮され、最終的には安全確実なところに志願者が集まることになる。その結果、経営基盤が強い法人はより強くなり、弱いところはますます弱くなるという二極化が進むことも予想される。こうした観点から、本学はより健全な経営基盤を維持し、公正な情報開示に努めなければならない。

すべての学生からいただく学生生徒等納付金収入の使用状況の説明責任を果たすということは、一人の学生からいただく学生生徒等納付金収入が単年度でどのように一人の学生に還元されているのかについて明確に説明するということに他ならない。したがって全教職員が、この点を十分自覚して、無駄のない予算執行を行わなければならない。

（１）情報公開

大学は、関係法規を遵守するとともに、大学の諸活動の状況について、積極的に広く社会へ情報公開し、社会に対するアカウンタビリティを果たすことが必要である。このようなことにより、社会に対する信頼を得て、本学の大学ブランド力が高まり、ますます本学の発展充実に繋がるため、積極的に本学の情報公開を進めていきたい。

本学の大学全般的な情報発信は、「大学案内」[添付資料(2)]、「同志社女子大学通信 V i n e」、ホームページ等により積極的に行っている。

「大学案内」は、年1回作成し、全国の高等学校に送付する他、大学の案内冊子としてあらゆる場面で配布している。広報誌である「同志社女子大学通信 V i n e」は、1996年度より年4回(4・7・10・12月)、2006年度より年3回(4・7・11月)発行している。校内各所に配置するほか、在学生の父母(約6,000名)、高等学校(約5,100校)、予備校(約500校)等に送付している。卒業生に対しては、住所を把握している約43,000名に4月号を送付している。ホームページについては、1996年10月より情報発信を行い、内容は大学の基本情報、学部学科の紹介、入試情報、イベント案内、休講情報、その他教員公募の情報など多岐に渡り、最新の話題も随時発信することとしている。

また、卒業生および栄光会会員（在学生の父母）との絆を強め、本学の教育方針や取り組みについて理解を得るため、1992 年度より毎年、都道府県の異なる 2～3 会場で地区別懇談会を開催している。特に卒業生については、毎年 1 回ホームカミングデー（卒業生の集い）を開催し、母校に帰って、懐かしい旧友との再会や現在の大学の状況を実感してもらう機会を設けている。

なお、大学・教員・学生等のさまざまな取り組みをマスコミ各社に対しても情報発信している。通常、各社へは FAX 等にて情報提供しているが、特に話題性の高い内容については、記者発表の場を設けている。

このように、本学の教育研究活動等の情報公開は、さまざまな媒体を通してステークホルダーや社会に対して積極的に行われており、評価できる。

また、情報公開請求への対応については、ステークホルダーや社会に対する説明責任の観点からケースにもよるが、各担当部署において誠実に行いたいと考えている。具体的な事例はないが、大学関係者からの情報公開請求に対しては、総務部を中心として関係部署が連携をとりながら個人情報にも配慮しつつ対応することとしている。